

必ずお読み下さい！ 利用証を使用する際の注意点  
**ふくおか・まごころ駐車場**

- 1 この利用証は、「ふくおか・まごころ駐車場」のステッカーを掲示している駐車場で利用できます。この駐車場は県に登録された駐車場です。
- 2 「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際は、利用証を車内の見えやすい場所に掲示してください。運転時は視界をさえぎる恐れがありますので必ず取りはずしてください。
- 3 この利用証は、交付された本人が乗車する場合のみに使用可能です。他人に譲渡したり、貸与したりした場合は返却していただきます。

4 施設管理者が独自に駐車場の利用方法を定めている場合は定められた方法に従って駐車してください。

5 この利用証は「ふくおか・まごころ駐車場」の利用を保証するものではありません。台数が限られている場所では、駐車できないこともあります。

6 この利用証は、公安委員会が発行する身体障害者等除外指定車標章とは異なるものです。公道上ではご使用できません。

7 この利用証で、訪問等をしていない施設の駐車場は利用できません。  
 例：店舗Aに買い物に行ったが、「ふくおか・まごころ駐車場」が満車のとき等に、隣の店舗Bの「ふくおか・まごころ駐車場」に駐車することは出来ません。

8 利用証の対象でなくなったとき（障がい程度の軽減、死亡、有効期間満了等）は、必ず利用証の発行窓口又は下記の問い合わせ先に直接又は郵送で返却してください。  
 有効期間満了後、引き続き要件を満たしている場合は、期間更新の申請をしてください。

9 障がい者等用の駐車場は、車いす利用者の方でも利用できるように、広い幅になっています。体調が良く、近くの一般用の駐車場も利用できるとき等は、そちらをご使用いただくことで、より多くの必要な方が駐車できるよう、ご協力をお願いします。  
施設によっては、車いすマークがない通常幅の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録いただいています。通常の幅の駐車場で乗降可能な方は、できるだけ通常の幅の「ふくおか・まごころ駐車場」をご利用下さい。

※ 赤色の利用証は、身体障がいのある人で自ら運転し、常時車いすを利用している方に交付していますので、御配慮をお願いします。

10 相互利用を実施している、山口県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県、その他、全国で同様の制度を実施している府県の制度協力施設の障がい者等用の駐車場でもご利用いただけます。

11 県内で利用できる施設は県のホームページをご覧ください。  
 アドレス <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

まごころ駐車場

問い合わせ先  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
 福岡県福祉労働部障がい福祉課  
 電話 092-643-3264 FAX 092-643-3304



利用証掲示例



利用証デザイン

対象者



赤色  
 車いすを常時利用の身体障がいのある人で自ら運転



緑色  
 身体・知的・精神障がいのある人、高齢者、難病者



オレンジ色  
 妊娠婦、けがら